

船橋市病院事業職員給与規程で定める特殊勤務手
当のうち時間外診療従事手当の支給に関する要綱

第1条 船橋市病院事業職員給与規程別表第9で定める特殊勤務手当のうち、時間外診療従事手当（以下「手当」という。）の支給について、必要な事項を定める。

第2条 管理者が別に定める手術、処置又は麻酔（以下「手術等」という。）に従事した医師及び手術等の範囲等については、次のとおりとする。

診療科目	手術等の範囲	1回あたり 手当額	支給対象人数等
循環器内科、 外科、消化器 外科、乳腺外 科、心臓血管 外科	厚生労働省が告示する診療報酬点数表に規定する休日加算、時間外加算並びに深夜加算の対象となる手術等であって当該点数表の点数（以下「点数」という。）が50,000点以上の手術	20,000円	執刀医、手術助手のうち所属長が指定する者（以下「指定医」という。） 3人まで
	点数が1,000点以上50,000点未満の手術又は処置	10,000円	
麻酔科	全身麻酔	10,000円	医師 1人
	手術時の麻酔業務	5,000円	手術に従事した麻酔科医師 （1時間を1回とし、30分未満の端数等の取扱いについては時間外勤務手当の支給の例による。）
その他の診療 科目	全身麻酔手術又は点数が50,000点以上の局所麻酔手術	5,000円	指定医 2人まで
	消化管内視鏡的手術	5,000円	指定医 1人
	血管内治療手術	5,000円	指定医 1人

第3条 この要綱に定めるもののほか、手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年５月１日から施行する。

	診療科目	手術等の範囲	手当額
①	<u>循環器内科</u> 外科	点数が 50,000 点以上の手術	20,000 円
②	消化器外科 乳腺外科 心臓血管外科	点数が 1,000 点以上 50,000 点未満の手術又は処置	10,000 円
③	麻酔科	全身麻酔	10,000 円
④		手術時の麻酔	5,000 円 (1 時間につき)
⑤	他の診療科	全身麻酔手術又は点数が 50,000 点以上の局所麻酔手術	5,000 円
⑥		消化管内視鏡的手術	5,000 円
⑦		血管内治療手術	5,000 円

別記様式 1

特殊勤務命令簿(月分)

(時間外診療従事手当)

部 課 職氏名

[illegible]

別記様式 2

特殊勤務命令簿（時間外診療麻酔従事手当）（ 月分）

所属：麻醉科

職氏名：医師

[illegible]

